of a first of a second constant of the first of the second constant of the second constant

後期高齢者医療制度のお知らせ ~整骨院・接骨院、はり・きゅう、 あんま・マッサージのかかりかた~

医療費の適正化について

整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージなどの施術を受ける場合には、医療保険が「使 える場合」と「使えない場合」があります。

医療保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。 医療費の適正な支出のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

整骨院・接骨院(柔道整復師)のかかり方について

- \varTheta 医療保険が使える場合 🕀 🗕
- ◇医師や柔道整復師に骨折、脱臼、打撲及び捻挫 等(肉ばなれを含む)と診断または判断され、 施術を受けたとき。
- ※骨折・脱臼については、応急手当の場合を除い て、あらかじめ医師の同意が必要です。
- ◇骨・筋肉・関節のケガや痛みで、負傷原因がはっ きりしているとき

- ¥ 医療保険が使えない場合 ¥ =
- ◇脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみら れない長期の施術
- ◇保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷 等の治療中のもの
- ◇施術所以外で施術を受けた場合(往診は除きま ਰ)

◆ はり・きゅうのかかり方について

- ⊖ 医療保険が使える場合 ⊖ -
- ◇神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫┃ 後遺症、頸腕症候群などの慢性的な疼痛を主症 とする疾患
- ¥ 医療保険が使えない場合 ¥ =
- ◇疲労回復や慰安を目的としたもの
- ◇医師の同意がない場合
- ◇保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾 患の治療を受けている場合

あんま・マッサージのかかり方について

- ━ ⊖ 医療保険が使える場合 ⊖ ━
- ◇筋麻痺 (筋肉の麻痺)、関節拘縮 (関節が硬く)
 - 完全に曲がらない、あるいは完全に伸びきらな い症状)など
- × 医療保険が使えない場合 × ■
- ◇疲労回復や慰安を目的とじたもの
- ◇医師の同意がない場合

領収書は必ずもらって保管しておきましょう。

◆お問合せ 役場保健福祉課保険グループ 電話 35-2120